

第3 渡り廊下等で接続されている場合の取扱い

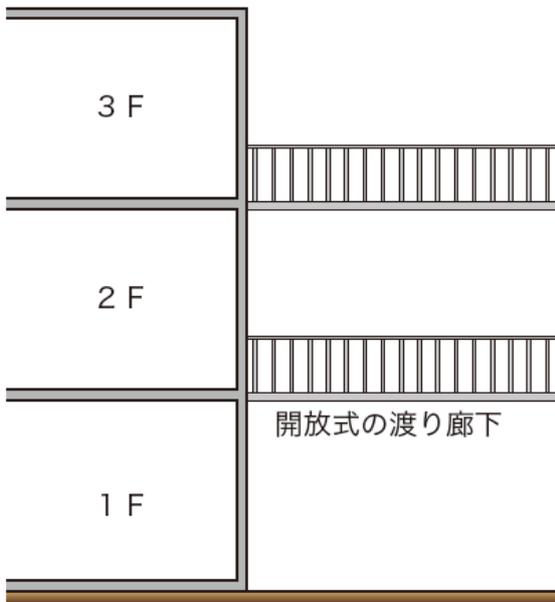
建築物と建築物が地階以外の階において渡り廊下その他これらに類するもの（以下「渡り廊下」という。同じ。）により接続されている場合は、原則として1棟であること。

ただし、次の2から4まで、かつ、5又は6に適合している場合、別棟として取り扱うことができる。

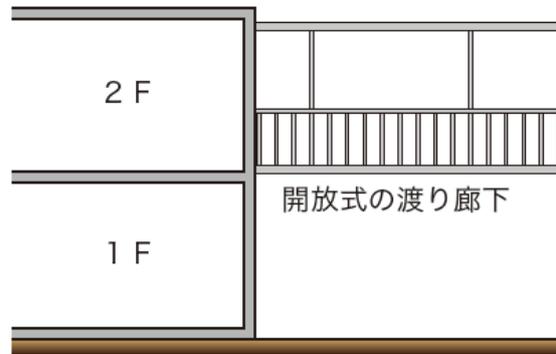
1 この項において、「吹き抜け等の開放式の渡り廊下」とは、次のいずれかに適合するものであること。（第3-1図参照）

- (1) 廊下の両側の上部が、天井高の2分の1以上又は1m以上廊下の全長にわたって直接外気に開放されたもの
- (2) 廊下の片側面の上部が、天井高の2分の1以上又は高さ1m以上廊下の全長にわたって直接外気に開放され、かつ、廊下の中央部に火炎及び煙の伝送を有効にさえぎる構造で天井面から50cm以上下方に突出したたれ壁を設けたもの

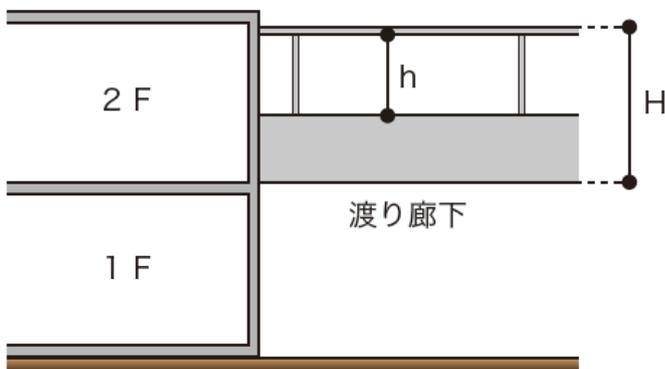
(例1)



(例2)



(例3)



開放された部分 (h) $h \geq 1$ / $2H$ 又は 1m以上

第3-1図

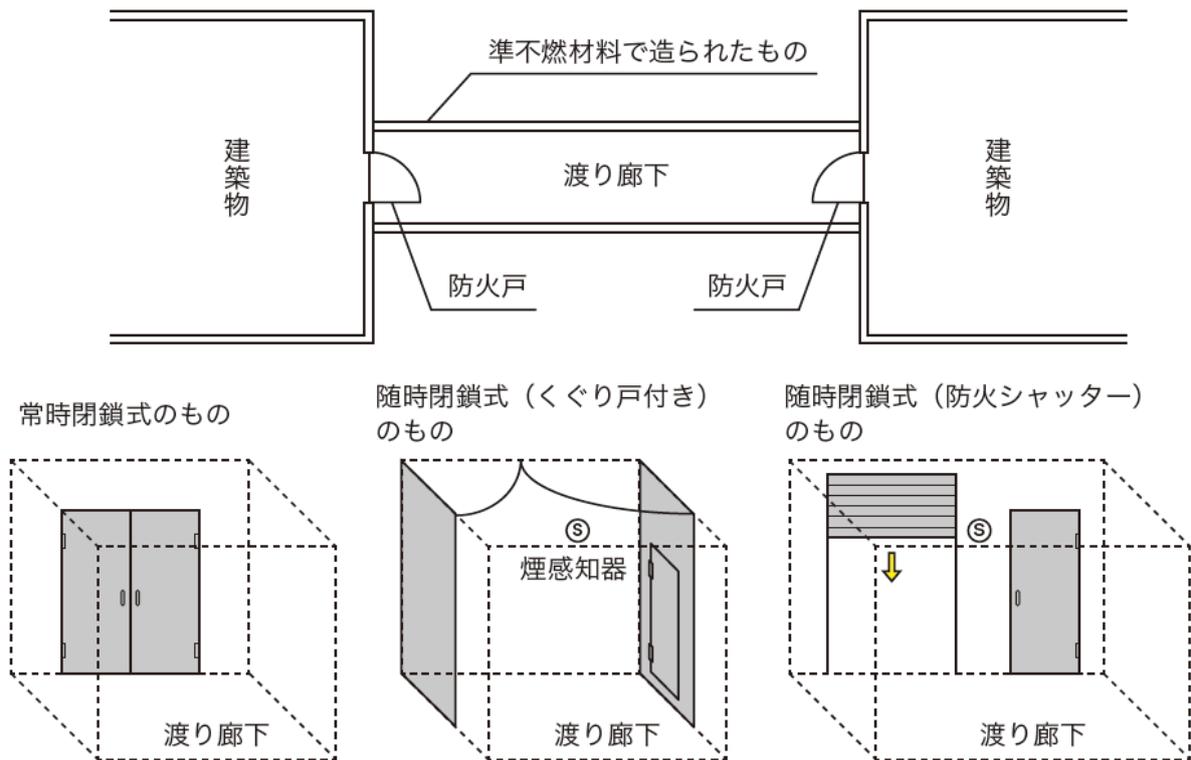
2 吹き抜け等の開放式の渡り廊下を除き、次によること。◆（第3-2図参照）

(1) 建築物の両端の接続部に設けられた開口部は防火戸で、常時閉鎖式又は随時閉鎖式のもの
が設けられていること。

なお、ここでいう「開口部」には、配管等の貫通部（すき間を不燃材料で埋め戻したものに
限る。）及び防火ダンパーが設けられた風道の貫通部は含まないこと。

また、随時閉鎖式の防火戸を設けるものにあつては、当該防火戸に近接して常時閉鎖式の防
火戸が設けられている場合を除き、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を
有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ75cm以上、1.8m以上及び
15cm以下である構造の防火戸を設けること。

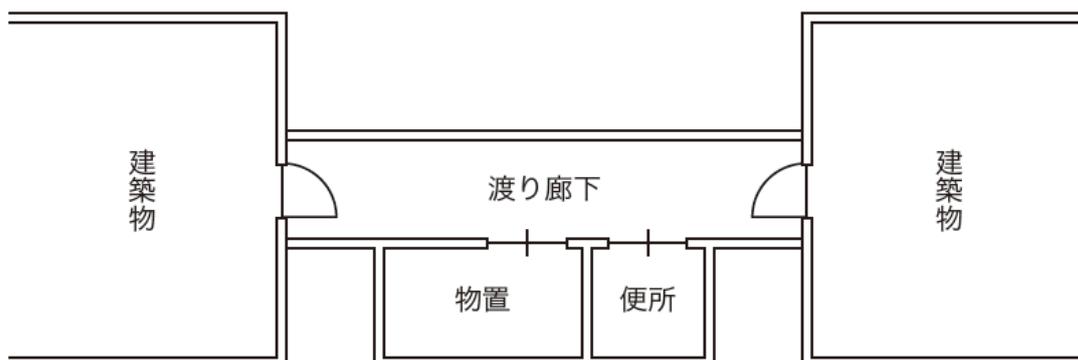
(2) 渡り廊下は、準不燃材料で造られたものであること。



第3-2図

3 渡り廊下は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃性物品等の存置その他通行上の支障が
ない状態にあるものであること。

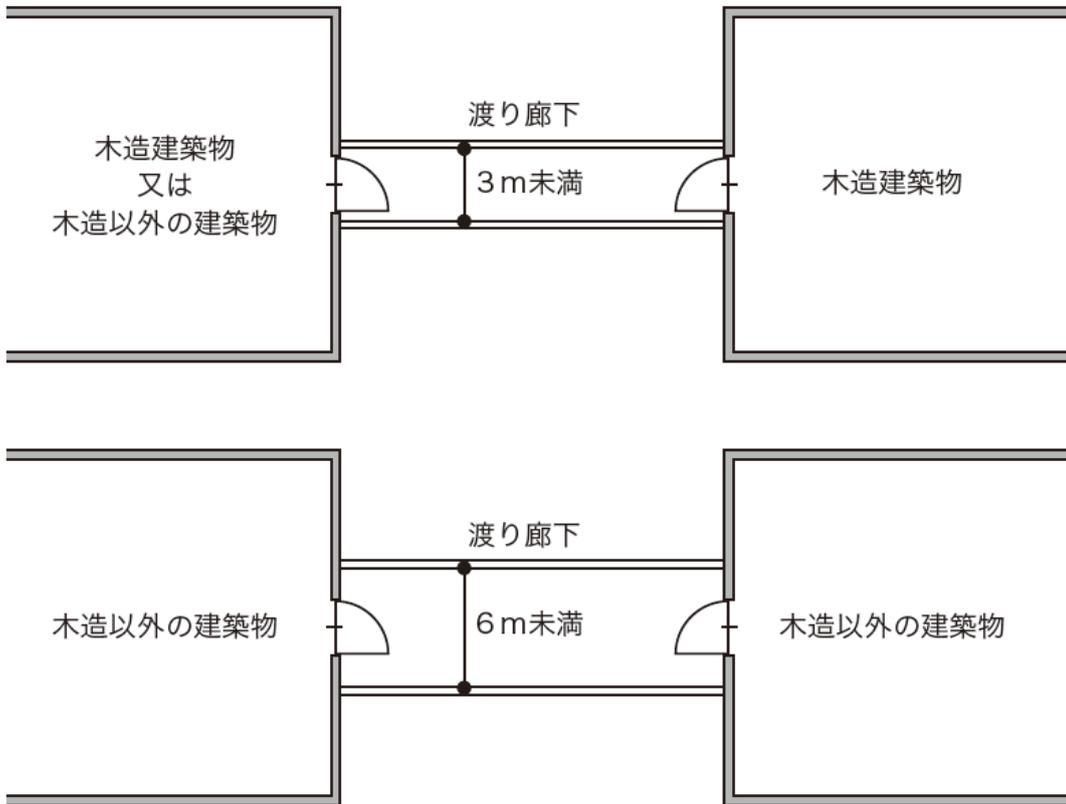
したがって、第3-3図の場合は、別棟の取扱いは認められないこと。



第3-3図

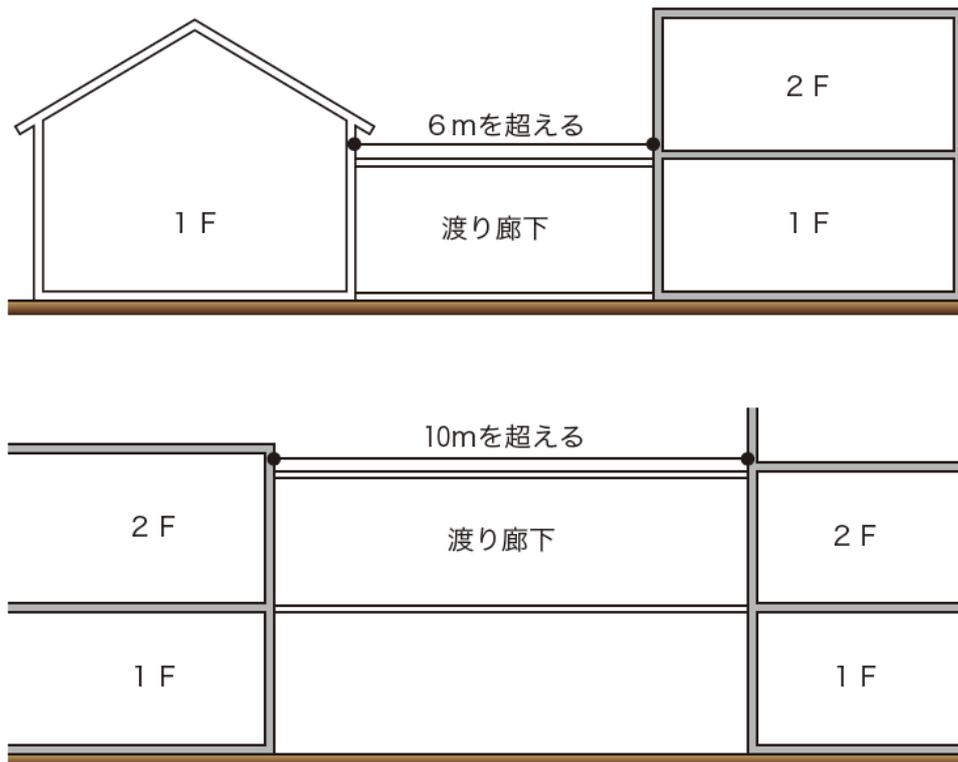
4 渡り廊下の有効幅員は、接続される一方又は双方の建築物の特定主要構造部が木造である場合は3m未満

満、その他の場合は6m未満であること。（第3-4図参照）



第3-4図

5 接続される建築物相互間の距離は、1階にあつては6m、2階以上の階にあつては10mを超えるものであること。（第3-5図参照）

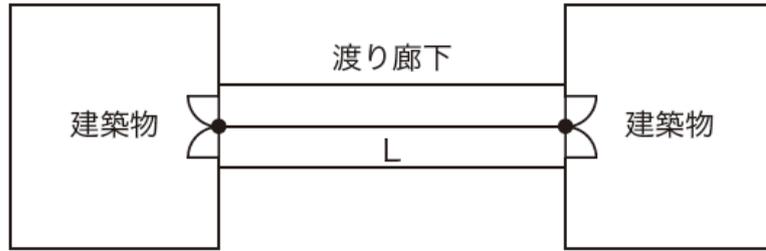


第3-5図

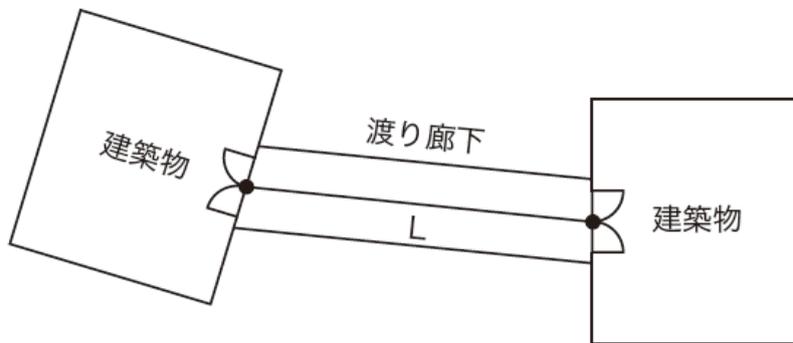
なお、この場合の建築物相互間の距離（L）は、次によること。

- (1) 渡り廊下が接続する部分の建築物相互間の距離は、渡り廊下上における最短の歩行距離（開口部から開口部まで）とすること。（第3-6図参照）

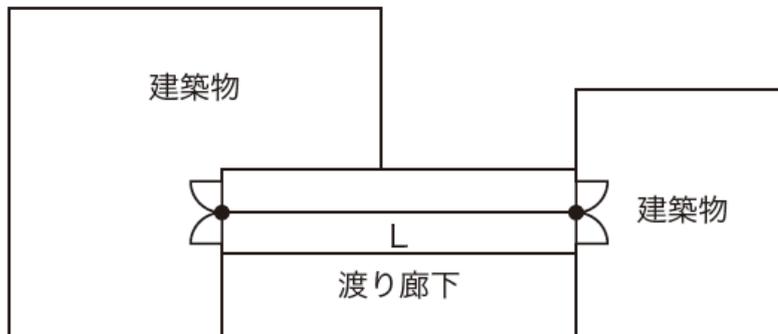
(例1)



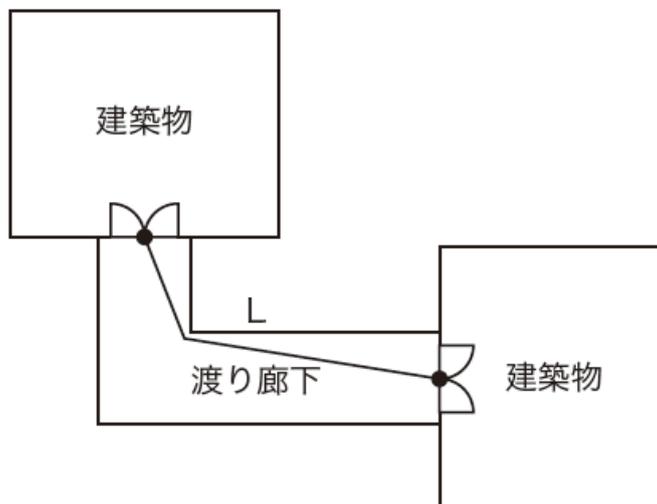
(例2)



(例3)

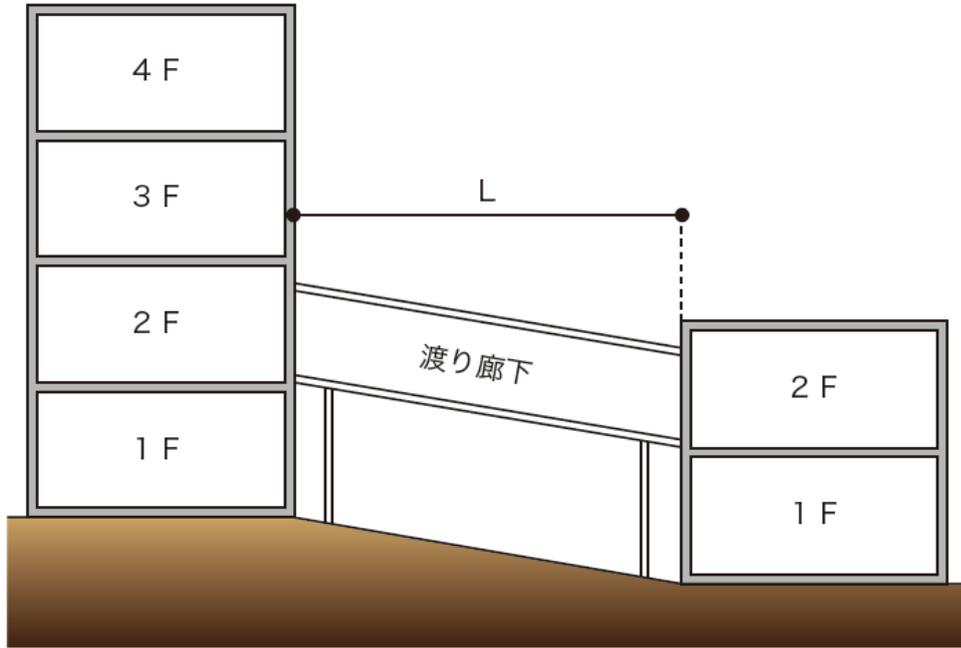


(例4)



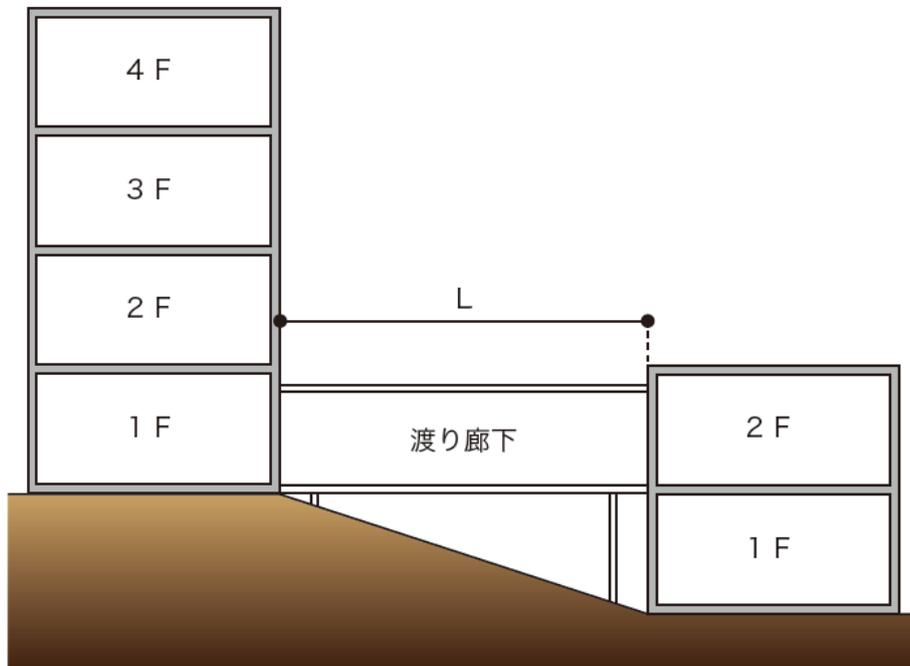
第3-6図

- (2) 渡り廊下の接続する部分が高低差を有する場合の距離は、水平投影距離によること。(第3-7図参照)



第3-7図

- (3) 建築物相互間の距離が階によって異なる場合は、接続する階における距離によること。(第3-8図参照)

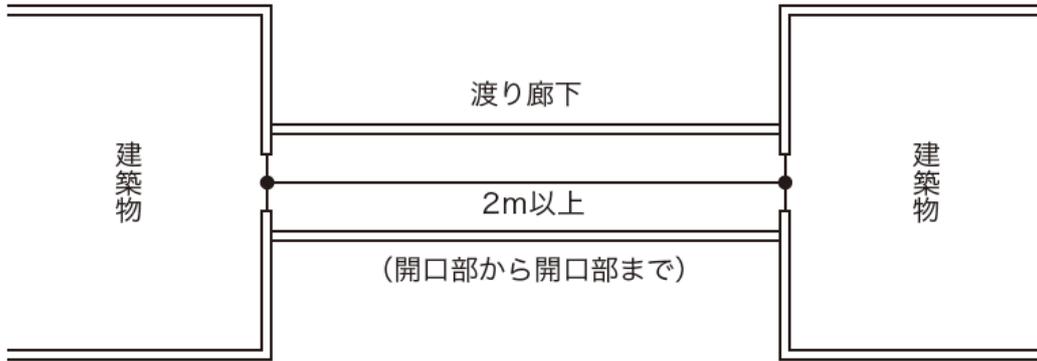


2階以上で接続される建築物相互間の距離として取り扱うこと。(10mを超える距離)

第3-8図

6 前5に適合しないものであっても、次の(1)から(3)までに適合する場合は、5と同等の取り扱いができるものであること。

ただし、いずれの階であっても2m（双方の建築物の接続部に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備を延焼防止上有効に設置したものにあっては、1m）以上とすること。（第3-9図参照）

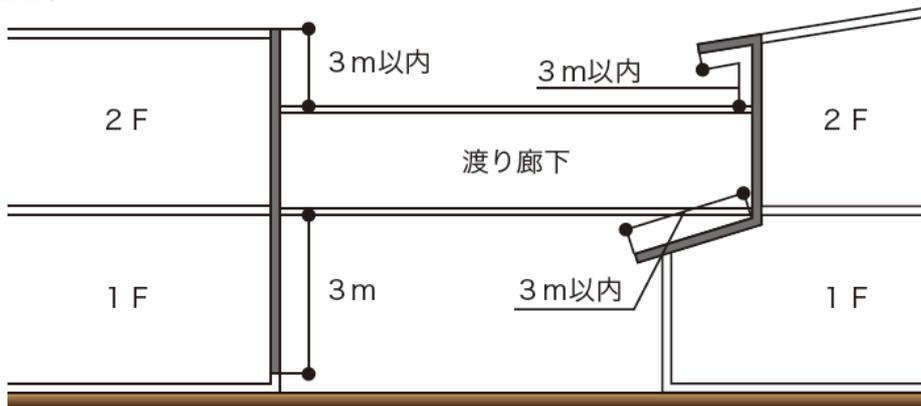


第3-9図

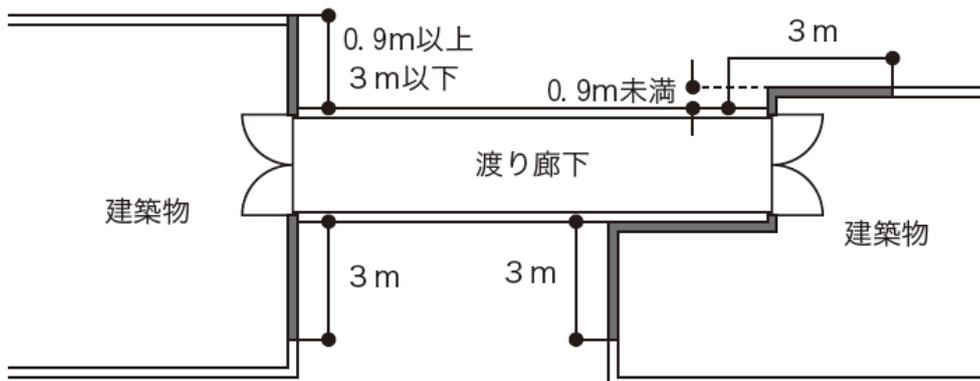
(1) 接続される建築物の外壁及び屋根（渡り廊下の接続部分からそれぞれ3m以内の距離にある部分に限る。次の(2)において同じ。）については、次のア又はイによること。

なお、渡り廊下の接続部分からの3m以内の範囲は、原則として、建築物の渡り廊下の存する側以外の面へ回り込まないものとする（渡り廊下の接続部分から幅90cm以上の距離を有している場合に限る。）。（第3-10図参照）

(断面図)

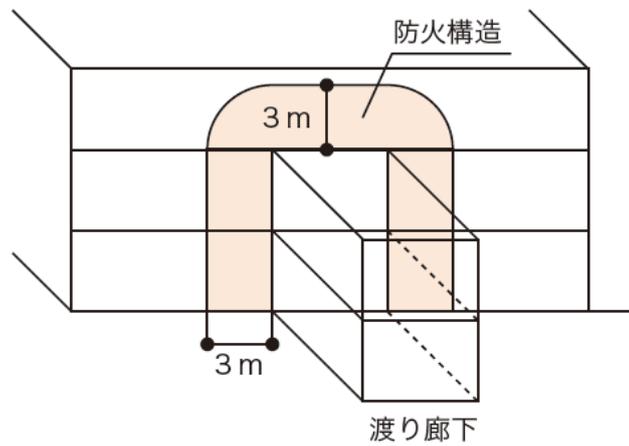
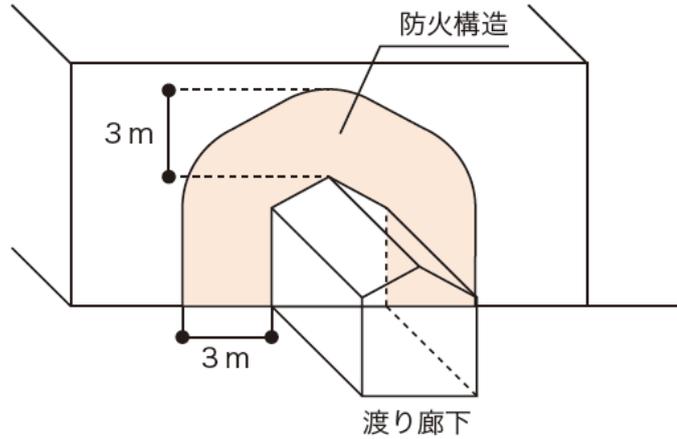


(平面図)



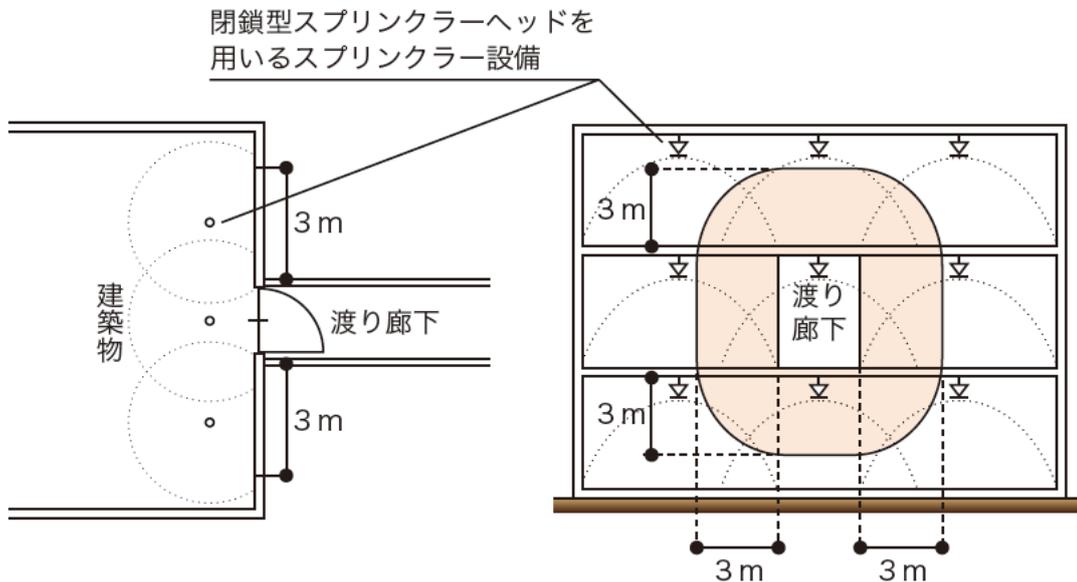
第3-10図

ア 建築物の外壁は防火構造、屋根にあっては準耐火構造で造られていること。（第3-11図参照）



第3-11図

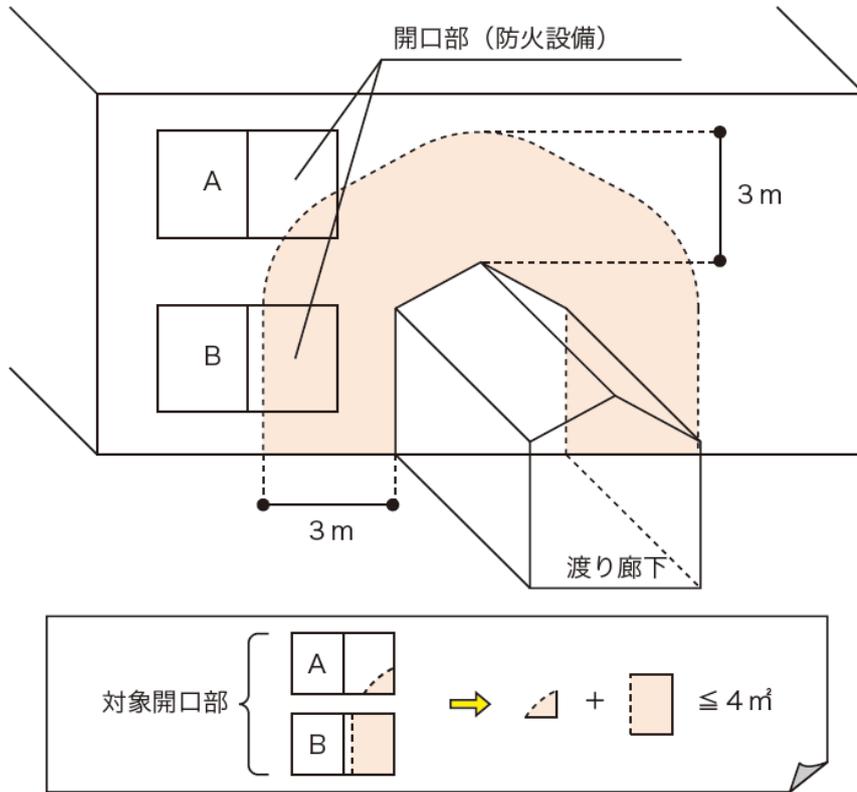
イ ア以外のものについては、防火構造の壁その他これらに類するもの、又は政令第12条第2項の基準の例により設置された閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備若しくはドレンチャー設備で延焼防止上有効に防護されていること。（第3-12図参照）



第3-12図

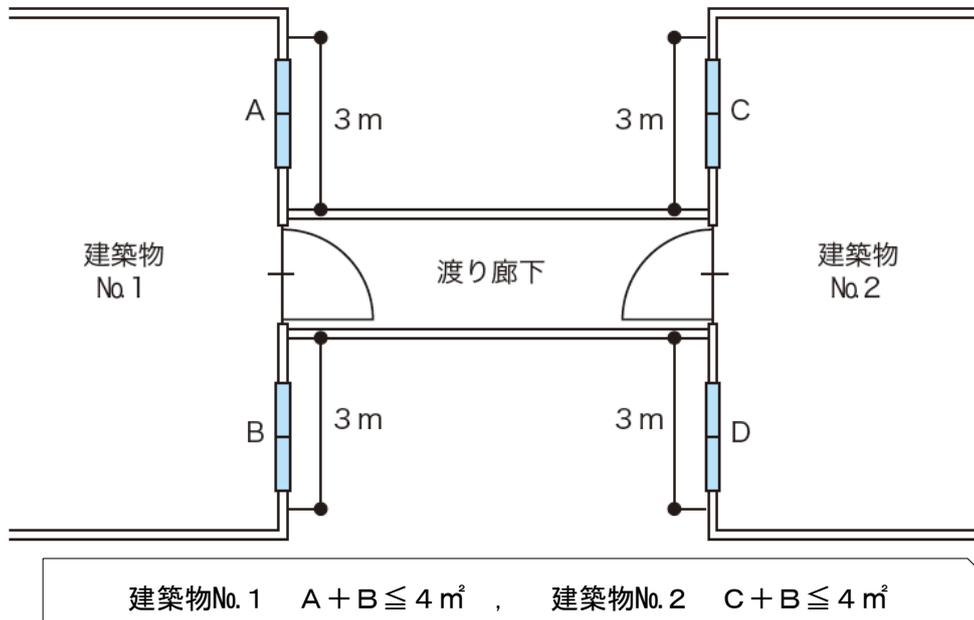
(2) 前アの外壁及び屋根には、開口部を有しないこと。

ただし、面積4㎡以内の開口部で防火設備が設けられている場合（建築物相互間の距離が3m以上で、準不燃材料で造られた渡り廊下を除く。）にあつては、この限りでない。（第3-13図参照）



第3-13図

面積4㎡以内の開口部とは、第3-14図のように建築物No.1と建築物No.2が接続する場合、各々側の開口部面積の合計が4㎡以下のものをいうものであること。



第3-14図

(3) 渡り廊下については、次のア又はイによること。

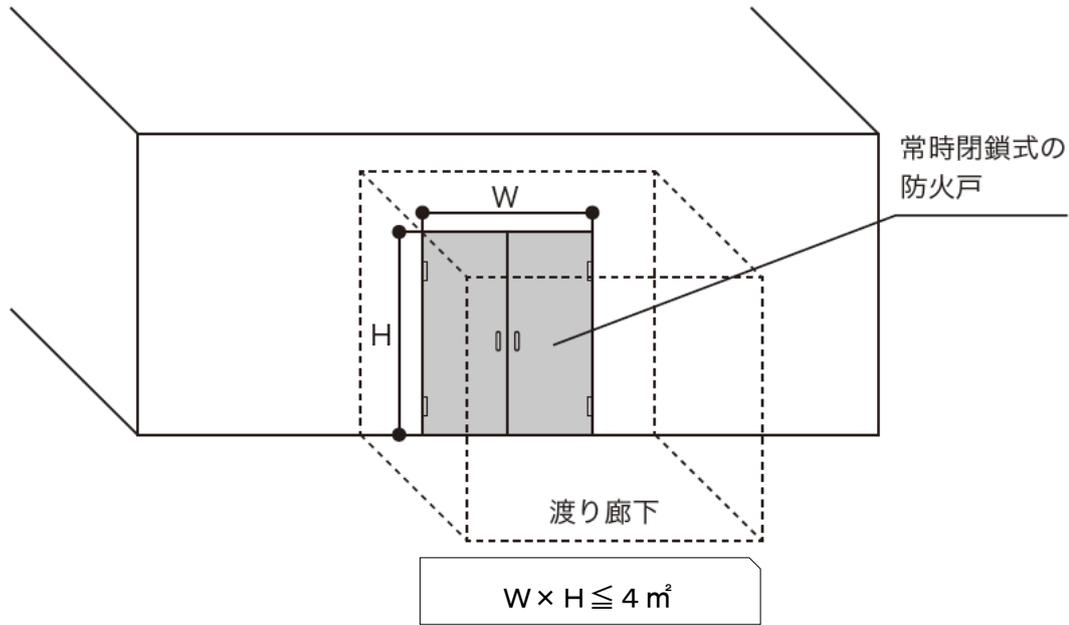
ア 吹き抜け等の開放式の渡り廊下であること。

イ ア以外のものについては、次の(ア)から(ウ)までに適合するものであること。

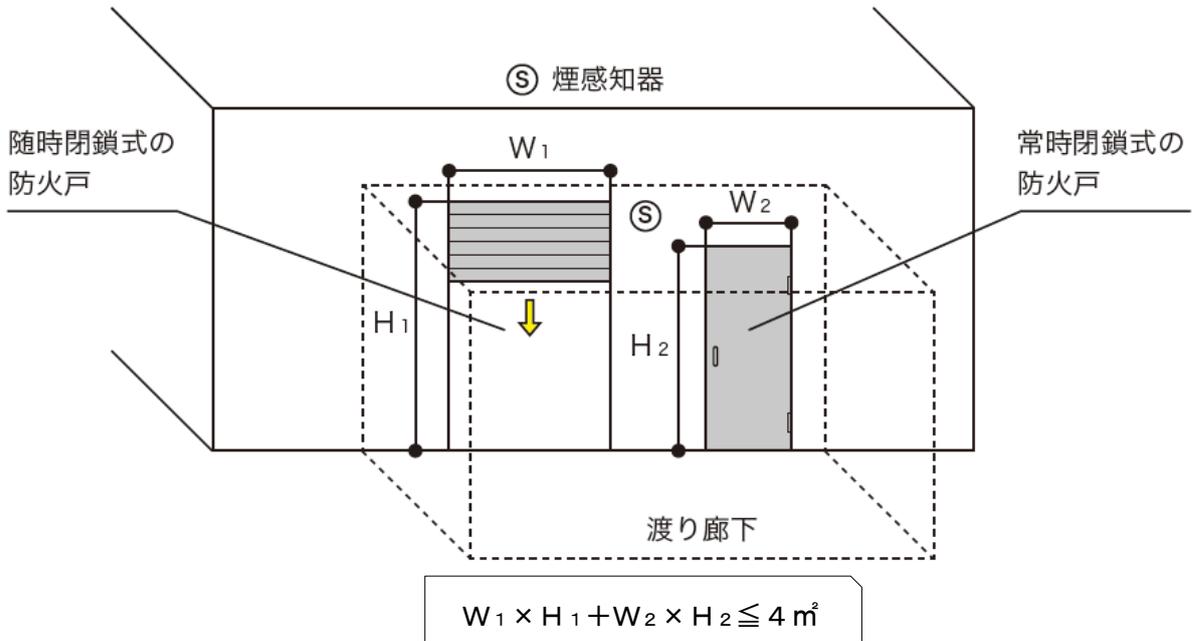
(ア) 建基令第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分を鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で造ったものであること。

(イ) 建築物の両端の接続部に設けられた開口部の面積の合計は、いずれも4㎡以下であること。(第3-15図参照)

(常時閉鎖式の防火戸を設ける場合の例)



(随時閉鎖式の防火戸を設ける場合の例)



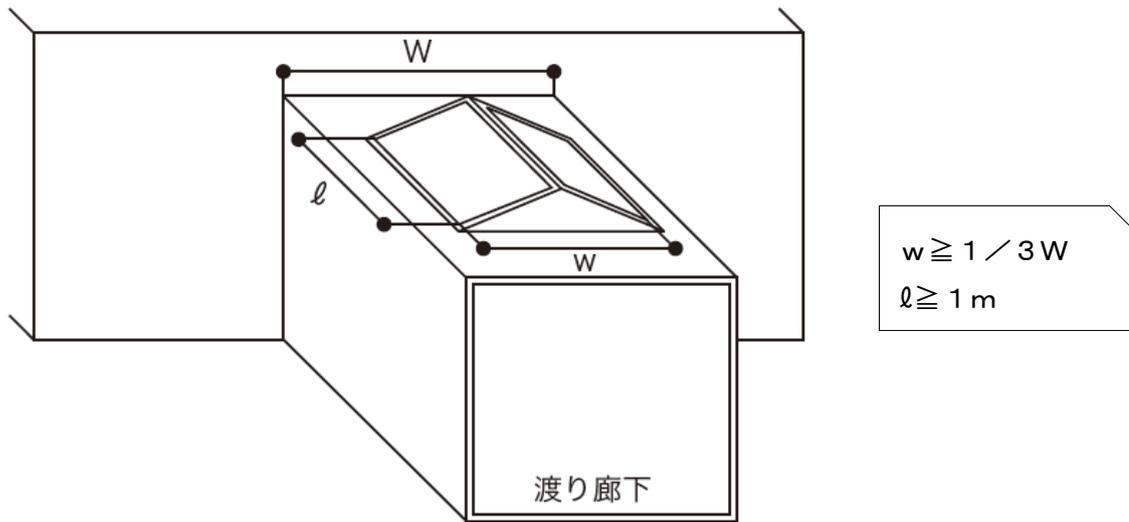
第3-15図

(ウ) 次の自然排煙用開口部又は機械排煙設備が排煙上有効な位置に、火災の際容易に接近できる位置から手動で開放できるように又は煙感知器の作動と連動して開放するように設けられていること。

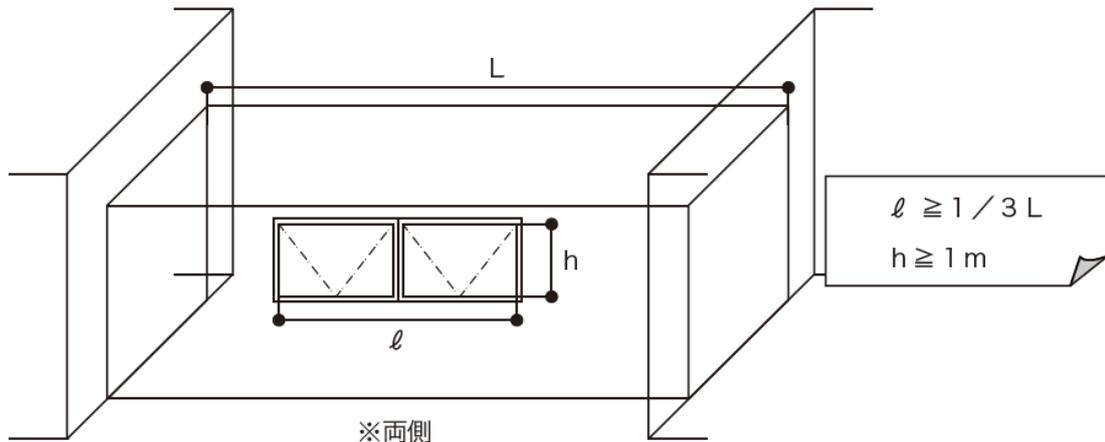
ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が設けられているものにあつてはこの限りでない。

a 自然排煙用開口部については、その面積の合計が1㎡以上であり、かつ、屋根又は天井に設けるものにあつては、渡り廊下の幅員の3分の1以上の幅で長さ1m以上のもの、外壁に設けるものにあつては、その両側に渡り廊下の3分の1以上の長さで高さ1m以上のものその他これらと同等以上の排煙上有効な開口部を有するものであること。(第3-16図参照)

(渡り廊下の屋根又は天井に設けるもの)



(渡り廊下の外壁に設けるもの)



第3-16図

b 機械排煙設備にあつては、渡り廊下の内部の煙を有効、かつ、安全に外部へ排出することができるものであり、電気で作動するものにあつては非常電源が付置されていること。

c 自然排煙口及び機械排煙設備の構造については、建基令第126条の3の規定を準用すること。

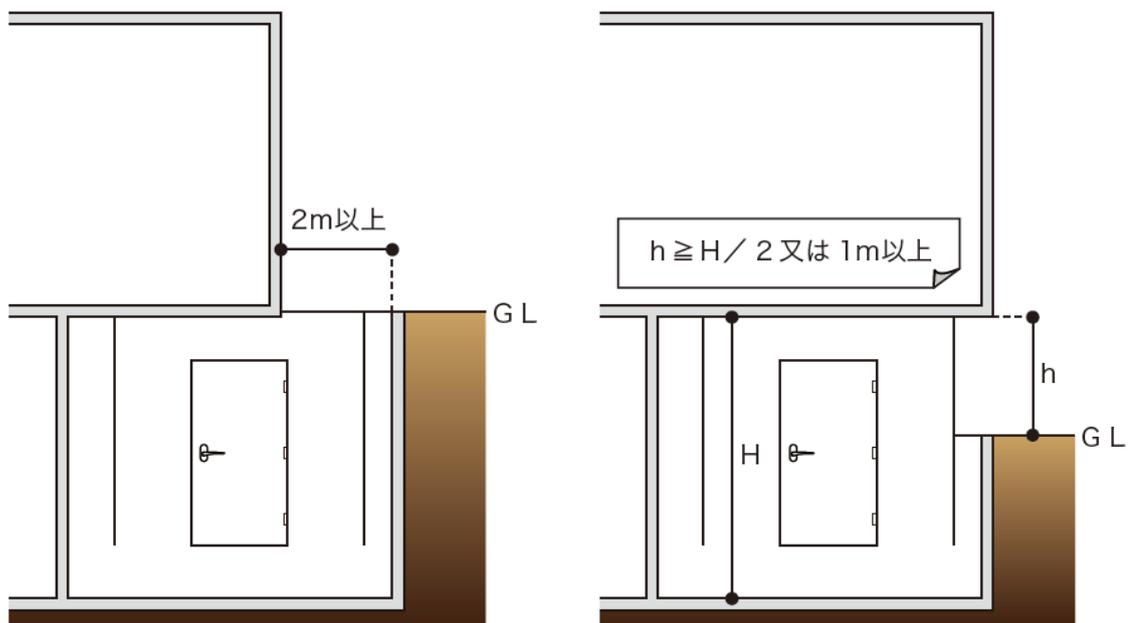
7 建築物と建築物が地下連絡路（天井部分が直接外気に常時開放されているもの（いわゆるドライエリア形式のもの）を除く。）で接続されている場合は、原則として1棟であること。

ただし、次の（2）から（9）までに適合している場合、別棟として取り扱うことができる。

（1） この項において、「天井部分が直接外気に常時開放されているもの」とは、次のいずれかに適合するものであること。（第3-17図参照）

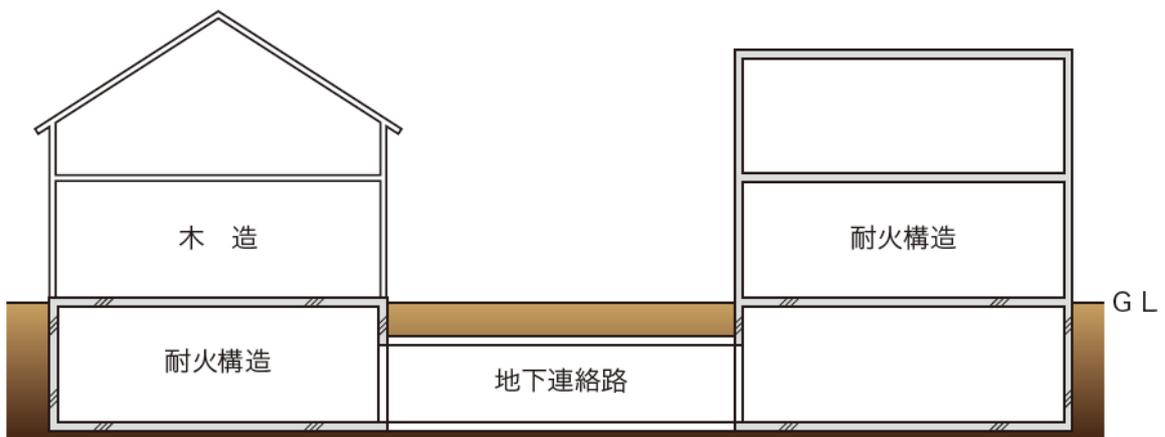
ア 連絡路の天井部分のすべてが開放されているもの又は当該連絡路の天井の長さがおおむね2mにわたって幅員の大部分が開放されているものをいうものであること。

イ 側壁部分が開放されているものは、第4 渡り廊下の取り扱いの「吹き抜け等の開放式の渡り廊下」の基準によるものであること。



第3-17図

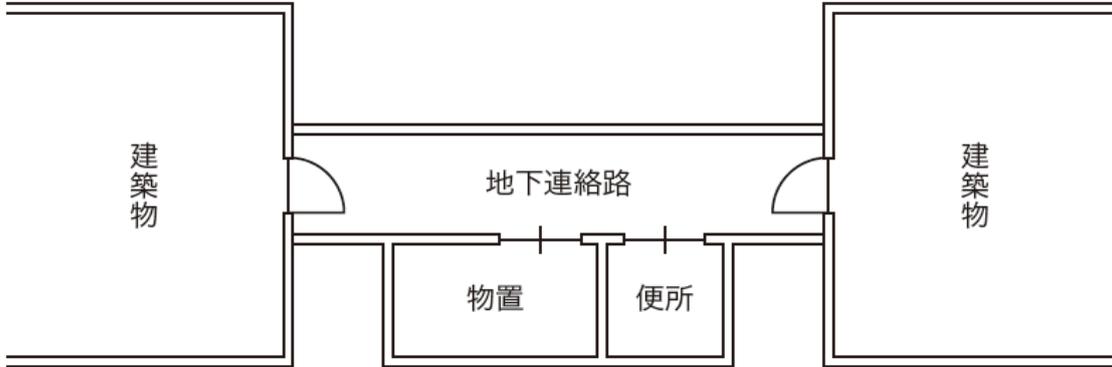
（2） 接続される建築物又はその部分（地下連絡路が接続されている階の部分を含む。）の特定主要構造部は、耐火構造であること。（第3-18図参照）



第3-18図

- (3) 地下連絡路は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃物品等の存置その他通行上支障がない状態のものであること。

したがって、第3-19図の場合は、別棟の取扱いは認められないこと。



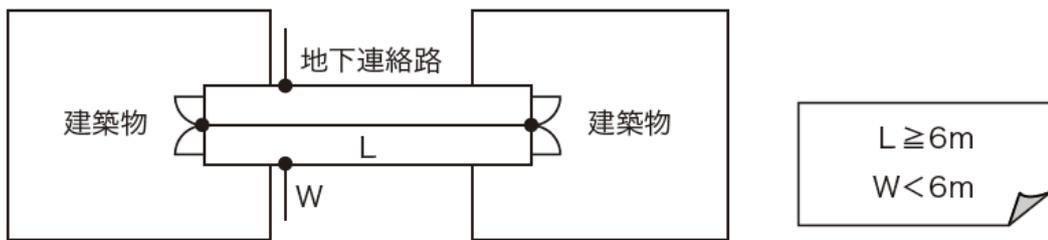
第3-19図

- (4) 地下連絡路は、耐火構造とし、かつ、その内側の仕上げ材料及びその下地材料は、不燃材料であること。(第3-22図参照)

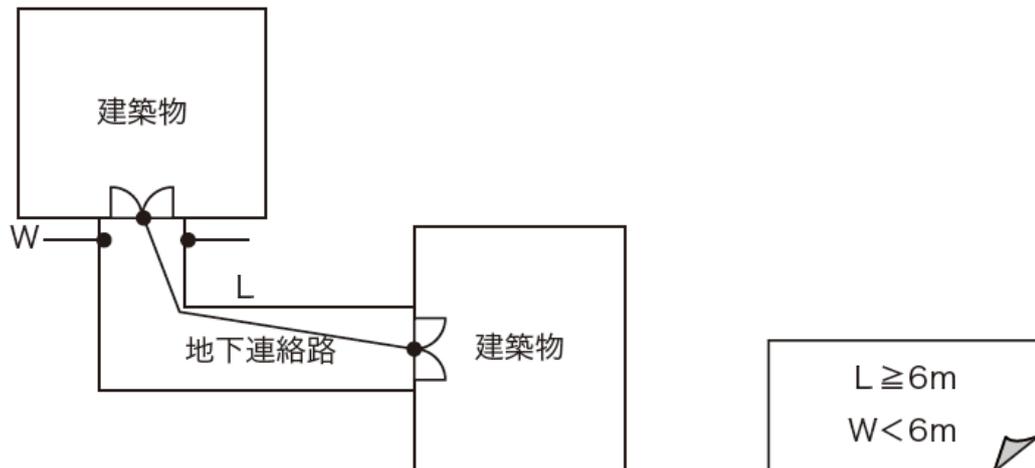
- (5) 地下連絡路の長さ (L) 地下連絡路の接続する両端の出入口に設けられた防火戸相互の間隔をいう。) は6m以上であり、その幅員 (W) は6m未満であること。(第3-20図参照)

ただし、双方の建築物の接続部に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が延焼防止上有効な方法により設けられている場合は、地下連絡路の長さを2m以上とすることができる。(第3-21図参照)

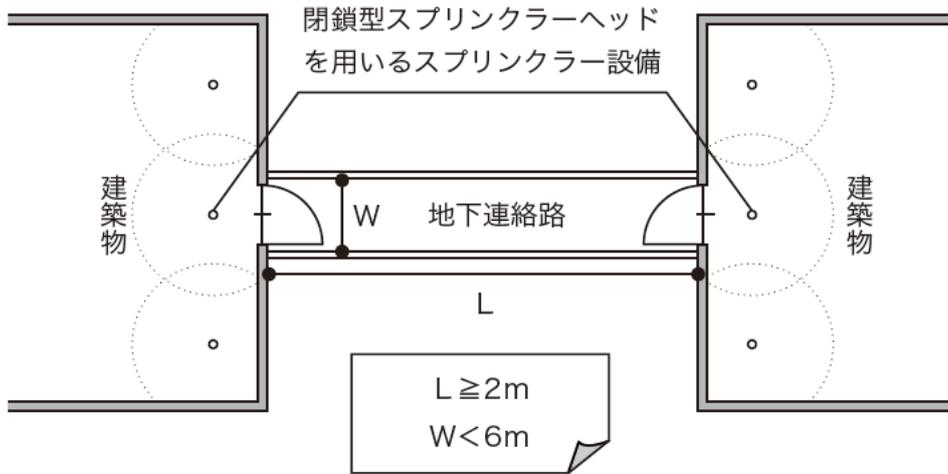
(例1)



(例2)



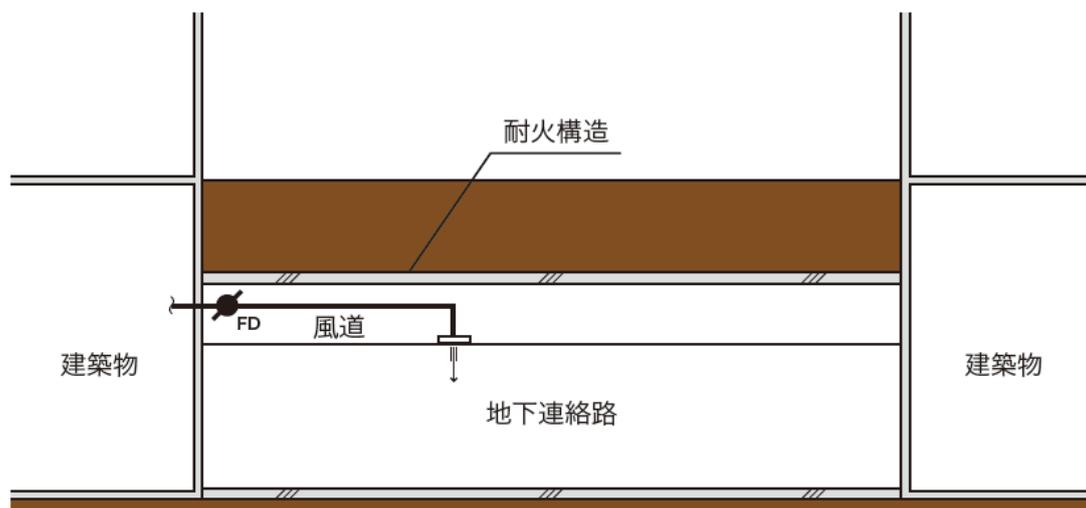
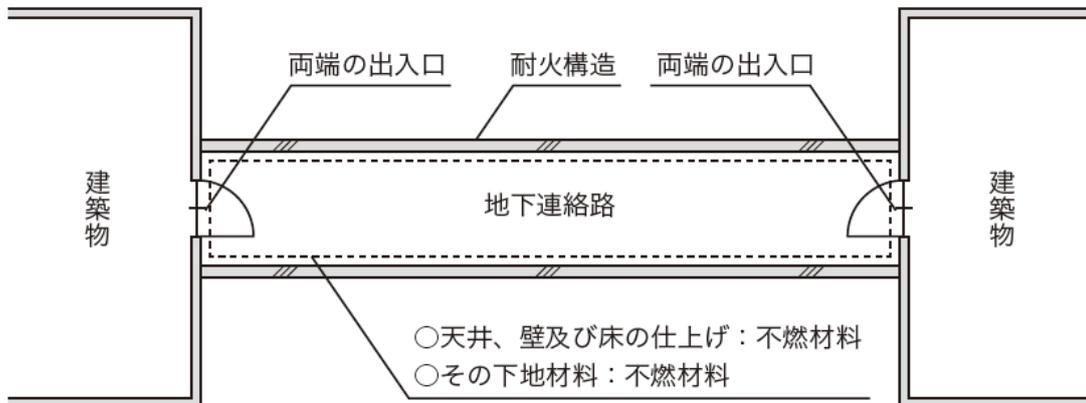
第3-20図



第3-21図

- (6) 建築物と地下連絡路とは、当該地下連絡路の両端の出入口の部分を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。(第4-22図参照)

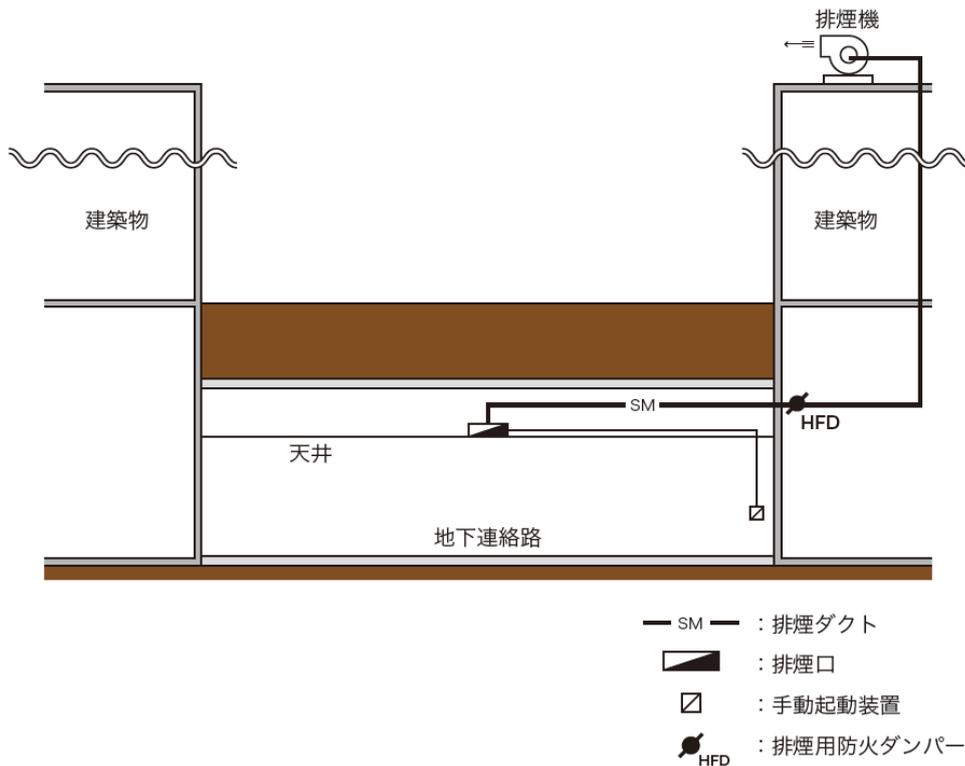
なお、ここでいう「開口部」には、配管等の貫通部(すき間を不燃材料で埋め戻したものに限る。)及び防火ダンパーが設けられた風道の貫通部は含まないこと。



FD : 防火ダンパー

第3-22図

- (7) 前5の出入口の開口部の面積は4㎡以下であること。
- (8) 前5の出入口には、特定防火戸で、常時閉鎖式又は随時閉鎖式のものが設けられていること。
この場合、随時閉鎖式の特定防火戸を設けるものにあつては、当該特定防火戸に近接して常時閉鎖式の特定防火戸が設けられている場合を除き、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ75cm以上、1.8m以上及び15cm以下である構造の特定防火戸を設けること。
- (9) 地下連絡路には、6(3)イ(ウ)により、排煙設備が設けられていること。(第3-23図参照)
ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備が設けられている場合は、この限りでない。



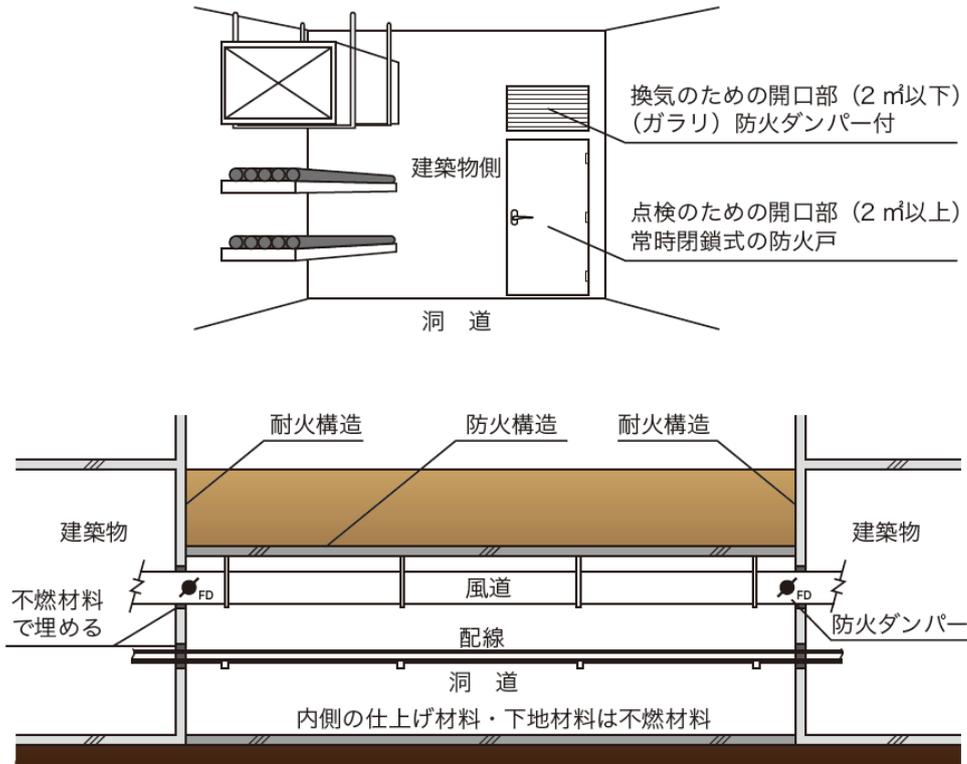
第3-23図

- 8 建築物と建築物が洞道で接続されている場合は、原則として1棟であること。
ただし、次の1から5までに適合している場合、別棟として取り扱うことができる。(第3-24図参照)
- (1) 建築物と洞道とは、洞道が接続されている部分の開口部及び当該洞道の点検又は換気のための開口部(接続される建築物内に設けられるもので2㎡以下のものに限る。)を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。
 - (2) 洞道は、防火構造とし、その内側の仕上げ材料及びその下地材料は、不燃材料であること。
 - (3) 洞道内の風道、配管、配線等が建築物内の耐火構造の壁又は床を貫通する場合は、当該貫通部において、当該風道、配管、配線等と洞道及び建築物内の耐火構造の壁又は床とのすき間を不燃材料で埋めてあること。
ただし、洞道の長さが20mを超える場合にあつては、この限りでない。
 - (4) 前1の点検のための開口部(建築物内に設けられているものに限る。)には、常時閉鎖式又

第3 渡り廊下等で接続されている場合の取扱い

は随時閉鎖式の防火戸（開口部の面積が 2 m^2 以上のものにあつては、常時閉鎖式の防火戸に限る。）が設けられていること。

- (5) 前1の換気のための開口部で常時開放状態にあるものにあつては、防火ダンパーが設けられていること。



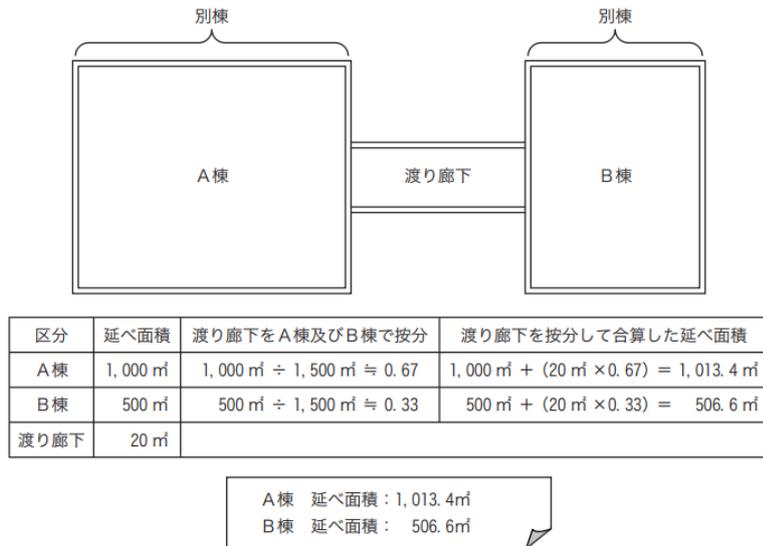
第3-24図

9 消防用設備等の設置単位

別棟としてみなされる場合の消防用設備等の設置単位は、次によること。

- (1) 第3-25図に示すとおり、A棟及びB棟が別棟とみなされる場合は、A棟及びB棟の延べ面積に応じて渡り廊下部分の床面積を按分して合算すること。また、A棟及びB棟が1棟になる場合の延べ面積は、当該A棟及びB棟の床面積の合計並びに渡り廊下の部分の床面積を合算して取り扱うこと。

第3 渡り廊下等で接続されている場合の取扱い



第3-25図

(2) 渡り廊下部分の消防用設備等の設置については、原則として、延べ面積の大なる防火対象物に設置される消防用設備等を設置すること。

ただし、渡り廊下及びそれぞれの棟の用途、位置、構造又は設備の状況から判断し、火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると思われる場合、これによらないことができる。